

# 指定給水装置工事事業者の更新手続の流れ

## 指定給水装置工事事業者

【指定事項に変更又は主任技術者の選任等がある】

- ・事業者の名称、住所
- ・代表者の氏名、**役員の氏名**
- ・事業所の名称・所在地
- ・給水装置工事主任技術者の氏名
- ・給水装置工事主任技術者免状交付番号

【指定事項等に変更がない】

変更届出書提出

(提出先 日本水道協会奈良県支部)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

指定事項の変更完了  
主任技術者の選任等完了



**令和6年7月31日**までに指定事項  
の変更を完了してください。

指定店更新手数料（10,000円）を納付

指定の金融機関へ申請前に納付してください（上下水道部では納付不可）

令和6年8月1日から更新手続受付（更新受付期限：9月30日）

(更新の)指定申請書の提出(提出先 上下水道部お客様センター)

(1) 指定給水装置工事事業者指定申請書(第1号様式)

(2) 誓約書(第2号様式)

(3) 機械器具調書

(4) 指定更新確認票

【添付書類】

(5) 法人の場合→ 定款の写(ただし原本証明要)及び登記事項証明書(写しの原本)

個人の場合→ 住民票(写しの原本)

(6) 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できる書類(免状及び技術者証の写し)

(7) (従前指定の)指定証(紛失の場合は、紛失届を提出すること。)

(8) 指定更新手数料の支払済領収書の写

※(1)から(4)の書類及び(7)の紛失届は下記のホームページからダウンロードできます。

[https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp/kurashi\\_tetsuzuki/seikatu/jogesuido/josuido/1/7830.html](https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/seikatu/jogesuido/josuido/1/7830.html)

